

学習指導要領と臨時教育審議会答申にみる 「個性」に関する教育理念と「個性」概念について

大西 勝也

1. はじめに

「個性」という概念は、今日、生活世界のいたるところで用いられる。そして、教育的文脈の中で教育理念に関わる概念としても用いられる。

さて、小論では、中学校の学習指導要領（およびその解説）と戦後「個性」についてそれまでになく注目し言及した臨時教育審議会の答申をてがかりに、「個性」に関する教育理念と「個性」概念がどのように呈示されているか把握し、今後、検討すべき課題を探りたい。

2. 学習指導要領以外の公文書にみる 「個性」に関する教育理念

戦後、学習指導要領以外で「個性」に関する教育理念が記された公文書がいくつかあるが、その代表的なものをいくつか挙げると、「教育基本法」、「道德教育のための手引書要綱」、「児童憲章」、「期待される人間像」、「臨時教育審議会答申」などがある。

「教育基本法」（昭和22年3月31日公布）には、前文に「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」とあるが、改正された「教育基本法」（平成18年12月22日公布）の前文には「個性」に関する文言は見当たらない。しかし、「個性豊かな文化の創造を図る」という文言は、中学校学習指導要領総則の「道德教育の目標」に昭和44年、昭和52年、平成元年、平成

10年、平成20年と一貫して載っている。（現時点では昭和33年については未確認なので、今後、確かめたい）。従って、戦後、今日まで「個性ゆたかな文化の創造」という教育理念は一貫しているとみてよいだらう。

文部科学省から出された「道德教育のための手引書要綱」（昭和26年4月24日）には、「すべての人々がその個性を重んじられる民主的な社会を建設し」という文言が登場して、いわゆる個性尊重の社会の実現を目指す道德教育の理念が記されている。

「児童憲章」（昭和26年5月5日制定）では、「すべての児童は、個性と能力に応じて教育され」と述べられていて、個性と能力に応じる教育という理念が掲げられている。

「期待される人間像」（昭和41年10月31日、中央教育審議会答申の別記）は、後期中等教育の理念を明らかにするために示されたものであるが、日本の教育がいかなる人間像を目指していくかという点において、小論で焦点化している前期中等教育とも無縁ではないので、言及してもよいであろう。この人間像の「第2部 日本人にとくに期待されるもの」の第1章2には「個性を伸ばすこと」が記されている。いわゆる個性の伸長という教育理念である。

3. 学習指導要領にみる 「個性」に関する教育理念

中学校の学習指導要領（以下、「中学校の」という語句を省略）の総則において「個性豊かな

文化の創造」という文言が、学習指導要領改訂が繰り返される中で今日まで存在していることについてはすでに述べたが、人間の「個性」概念が学習指導要領の総則に登場するのは、昭和52年の改訂の時からである。「児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすること」という表現がみられる。先にみた昭和26年の「児童憲章」でも用いられていた文言である。この「個性に応じた」という表現は、すでに片桐氏の指摘⁽¹⁾にもあるように、平成元年の改訂以降、「個性を生かす」という表現に変わっている。平成元年の改訂では、それまでの学習指導要領の総則の表記に比べて、人間の「個性」についての記述が増えていることがわかる。「個性を生かす教育を充実する」という文言だけでなく、そのためにどうすべきかという具体的指針が次のように述べられている。「また、個性を生かすためには、生徒一人一人が自分のものの見方や考え方をするようすることが大切であり、・・・」。この改訂から平成20年の改訂まで「個性を生かす教育の充実」という教育理念が一貫している。さて、平成元年の改訂は、臨時教育審議会の答申が基となっている。

4. 臨時教育審議会答申における「個性重視の原則」

昭和60年6月26日、臨時教育審議会による「教育改革に関する第一次答申」が出された。その答申の「第一部教育改革の基本方向 第4節 改革の基本的考え方 (1) 個性重視の原則」⁽²⁾では、「今次教育改革において最も重要なことは、・・・個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち、個性重視の原則を確立することである」という文言があり、続いて「個人の尊厳、個性の尊重の考え方の根本にあるものは、この時間・空間という縦・横双方の広がりの中で、各個人はそれぞれ独自の個性的な存在であるということ、また、個性的な個人が集まって集団の活力を形成している

ということである」と記されている。これらの文言を読むと、「個性重視の原則」の中に、「個人の尊厳」、「個性の尊重」、「自由・自律」、「自己責任」といった諸原則が含まれていることがわかるが、それぞれの原則がどういう関係にあるのか、はっきりしない。わかるのは、「集団の活力」が「個性的な個人」の集まりによって形成されていることである。

しかし、次の文言に目を転じると、諸原則の関係がみえてくる。

すなわち、「真に自らの個性を知り、それを育て、それを生かし、自己責任を貫くもののみが、最もよく他者の個性を尊重し、生かすことができるのである。また、自由とは、放縦や無秩序、無責任、無規律と全く異なるものである。自由は、重い自己責任を伴うものであり、選択の自由の増大する社会に生きる人間は、自由を享受すると同時に、この自由の重み、責任の増大に耐え得る能力を身に付けていなければならない。それゆえ、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任は相互に不可分の一体をなすものであり、また、自分を生かすことは他を生かすこと、自分を知ることは他を知ること、自分を尊重することは他を尊重すること、その逆も真であるというように、すべて表裏一体の関係にある。このように自他の個性を知り、自他の個性を尊重し、自他の個性を生かすことは、個人、社会、国家間すべてに通ずる不易の思想である」。要するに「不可分の一体をなすもの」に他ならない。集団の中で、一人一人が自他の個性を生かし、知り、尊重することにより、集団は活力を得る。つまり、個人と集団(社会)の調和的發展が希求されている。そうした集団(社会)では、すべての個性は個人の尊厳を象徴するものとして尊重され、一人一人の個人が個性を自由に発揮する。ここでいう自由とは責任をもって道徳的に行為を選ぶという自律のことを指している。自律した人間として個性を生かし、知り、尊重し合うことが「個性重視の原則」の中身である。

5. 臨時教育審議会答申における「個性」概念

さて、臨時教育審議会の答申は、「個性重視の原則」の説明に際して、「個性とは何か」に言及している。このような言及は、それまでの答申や学習指導要領の総則にはみられなかった。

「個性とは、個人の個性のみならず、家庭、学校、地域、企業、国家、文化、時代の個性をも意味している」⁽³⁾。しかし、この文言は、「個性とは何か」という問いに正面から答えてはいない。「個人の個性」、「家庭の個性」、「学校の個性」・・・という個性の種類が並べられているだけである。それでは、どうして「個性とは何か」についての明確な記述がないのか。（それは「個性」に限らず、他にもある。例えば、「自由」概念）。もちろん、日常的に使用され、その語義については共通理解ができているとか、前後の文脈から意味が取れるとか、想像できなくもない。

理由はともかく、明確な記述は、平成10年の改訂、平成20年の改訂においても、学習指導要領の総則には見当たらない。

しかし、明確な記述は、現行（平成20年改訂）の「学習指導要領解説 道徳編」における「内容項目の指導の観点」の「2 主として他の人とのかかわりに関すること（5）それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心を持ち謙虚に他に学ぶ」に関する次の説明の中に、みられる。「個性とは、一人一人の人間のもつ固有の他ととりかえることのできない独自性である。そして、それは、その人の一部ではなく、人格の総体であり、その人からかけ離れたものではない」⁽⁴⁾。ここには、個性の意味が有する独自性として明確に記されている。この文言に続いて、個性は一人一人違うもので、人間どうしが開かれた心で他の個性に学び、認め合うことで個性は伸びていくということが、「道徳的

価値」としての「個性の尊重」の説明となっている。

これは、先にみた臨時教育審議会答申の「個性重視の原則」についての説明とも重なる。

6. 今後解明すべき課題

ここまで見てきて気づくことは、「個性を生かす」あるいは「個性尊重」には、人間の尊厳、人間存在・人格の一人一人の具体的な特性としての個性（独自性）とその発展自体を大切にす姿勢と人間が成長・発達するための方法・あり方をさぐる姿勢がみられるということである。

しかし、学習指導要領の総則にみられる「個性ゆたかな文化」以外で、臨時教育審議会答申にある「家庭の個性」や「国家の個性」といった個人以外のものに個性を見出すという視点は、現行の学習指導要領解説道徳編にはみられない。

もちろん、昭和44年、52年、平成元年、平成10年、現行（平成20年）改訂の学習指導要領の総則にも、新旧の教育基本法にもみられない。平成10年以前の学習指導要領解説道徳編をまだ確認していないので今のところ結論は出せない。従って、臨時教育審議会答申の個性概念はこのとき限りのものか調べる必要が残る。

さらに、学習指導要領解説道徳編に「個性とは何か」についての記述が登場するのはいつの時点か明らかにする必要がある。

そして、「個性とは何か」についての記述は、一応みつかったが、それが具体的に何を指しているのか、「個性伸長」に関する解説文にある「自分自身のよさや個性」⁽⁵⁾という文言にあるように、個性はすべて善なる、肯定されるべきものなのか考えていくと疑問は残る。また、「個性尊重」に関する解説には、「指導に当たっては、個性とは何かについて正しく理解する」という文言があるが⁽⁶⁾、「正しく理解する」とはどう

いうことか。指導する側は、少なくとも、「個性とは何か」をできるだけ具体的にいろいろ例をイメージして考えておく必要はあると思う。個性の具体的理解は、一律なものなのか、実際のところ、人によって、あるいは、視点や状況によってかなり差異が生じるものなのか、問うてみる必要があると思う。

註

- (1) 片桐芳雄「日本における「個性」と教育・素描」, p.76-77, (森田尚人・藤田英典他編『教育学年報4 個性という幻想』所収), 1995年。
- (2) 教育改革に関する答申 一臨時教育審議会第一次～第四次(最終)答申一, p.12-13。
- (3) 前掲書, p.12。
- (4) 中学校学習指導要領解説 道徳編, p.49, 平成20年(2006年)9月。
- (5) 前掲書, p.44。
- (6) 前掲書, p.49。